

請書

令和 7年 6月 4日

横浜市契約事務受任者
契約番号 2529020002

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2
商号又は名称 SKGマーケティング株式会社
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件名 043-01 粉末(ABC)消火器10型(モリタ宮田工業) 96本ほか 同等品可

契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約(概算数量契約)

契約金額

¥446,094

☒ 課税業者(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

¥405,540

☐ 免税業者

内 訳 (品名:品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式	408,000	408,000
合 計			408,000

納入場所(履行場所) 経済局運営調整課

納入期限(履行期限) 令和 7年 6月 4日 から 令和 7年 12月 10日 まで

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 の 基 準 ☐ 設計書のとおり ☐

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認 適法な請求書を受領した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造(印刷製本)請負契約約款
☐ 委託契約約款 ☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款
☐

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。